

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月2日（平成29年（行情）諮問第218号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（行情）答申第358号）

事件名：特定会議の議事録等（特定職員が関連するもの）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という）の開示請求に対し、別紙2の1に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示とすることは妥当であるが、別紙2の2及び3に掲げる文書（以下、順に「本件対象文書2」及び「本件対象文書3」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、三重労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年1月26日付け三労開第28-22号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について取り消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

会議の議題となった問題等に対し、出席者が解決に向けて、どう努力し、話し合われた結果等の記載が、含まれていない。これらの情報が、法5条1号に該当するのであれば、個人情報のみ隠す形で関係者及び組織等に対しても、情報公開を行うのが、自然である。

(2) 意見書

ア 昨年10月に三重労働局に対し、情報開示請求（平成29年（行個）諮問第217号・情個審第1882号）を行った際、昨年12月1日夜に、三重労働局特定職員に議事録の存在を問い合わせたところ、「議事録は作成していない」との回答がありました。4日後、文書提出の際、応対した職員に同様の質問をしたところ、議事録の存在を認

めた為、まず、「再就職のための職業訓練コース」の企画を共催する三重県側に昨年12月19日、情報開示請求を行ったところ、26日に二組織から計42枚（雇経第02-196号・29枚、特定文書番号・13枚）、が、出て来ました。

この結果から、再度三重労働局に対し、昨年12月28日に同様の情報開示請求（三労開第28-22号）を行ったところ、三重労働局は前言を翻し、計55枚・67項の文書を部分開示決定とし、公開しましたが、三重県側から提供を受けた情報量及び内容の違い、又、同一の会議に於いての参加人数・組織及び膨大な資料の文書の数、これまでの三重労働局複数の虚偽発言及び回答等を考慮すると、不自然さは否めず、不服申立ての判断をしました。

イ では、諮問庁からの理由説明書（下記第3。以下同じ。）に対しての感想及び反論を述べさせていただきます。

「「2 諮問庁としての考え方」本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち3（3）に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号の規定に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考え。」と記載があり、再度、部分開示決定の判断を示しました。

これは、ある程度評価は出来ますが、何故誰が、再度調査したのか、いつ結果が出たのか等、具体的な説明は無く、結果時間がかかり過ぎであり、情報開示請求者に対するお詫びの文章の記載は無く、侮辱に等しい待遇です。総務省は、平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せにより、「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」という文書を公表しており、総務省から諮問庁への申し入れをお願いします。

ウ 次に、「3 理由（1）本件対象文書の特定について」、という項目で、諮問庁から送付された理由説明書には、「本件対象文書に該当した文書は、「平成28年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議への出席について（決裁等一式）」である。」とあるが、これは平成28年5月30日が開催日であり、これは三重県側から出て来た文書から確認は出来ましたが、これ以外に、平成28年10月20日開催の会議名：平成28年度第1回三重県地域訓練協議会にも出席している事が確認出来たため、諮問庁の調査及び回答は誤りの可能性が高いと思われる。

エ 「3 理由（2）不開示情報該当性について」から、一行目から五行目は、民間人の氏名は原則不記載というのは、法律で規定されているのは存じております。「なお、審査請求人は、審査請求書において「会議の議題となった問題等に対し、出席者が解決に向けて、どう努

力し話し合われたか結果等の記載が含まれていない」と主張するが、会議という名称を用いて関係者が一同に会したとしても、その趣旨、目的、形態は様々であり、必ずしも資料を配布し、又は議事概要を作成する類いのものとは限らず、資料等が行政文書として保存されていないことも、場合によっては想定しうる。なお、諮問庁においては、本件審査請求を受け、念のため当該会議後の対応状況を確認したところ、議事概要等の作成は行っておらず、行政文書として保有していないことを確認している。」

これは、やや話はズレますが、諮問庁及び傘下の全国の労働局が、この「再就職のための職業訓練コース」企画に対する、考え方及び価値観等を提示しています。隠ぺい体質であり、無責任かつ非人道的な姿勢であります。私は何度読み返しても、理解及び納得出来ません。

「再就職のための職業訓練コース」の表紙には、（応援します、あなたの再出発）との記載がありますが、一方、企画の改善は行わないと公表するのは、求職者及び受講生に対して羊頭狗肉であり、すべての面では協力しない、裏切る姿勢を社会に示しているのです。推定ですが、これでは会議は参加組織及び団体などが、この企画も含め、仮に事件及び事故の話題が出ても、記録に残さず、価値観や情報を共有しつつ、責任逃れを目的としたものを公言しているようなものです。

企画の主旨・目的は達成する意思は低く、利益及び既得権維持目的で、前例踏襲を堅持の前提となると、企画の改善も出来ず、継続する場合困難な状態が生じたり、求職者・受講生が人命及び人生に於いて、危険且つ生活する事が、困難な状況が予測出来ない、若しくは発生しても記録はされない、助けない、他にも企画を後任の人物に引き継ぎの際は、前任者から付随する資料等の受け継ぎはあっても、問題の解決策等の経験談などは記録したり、継続する事は無い、と言う事でしょうか。ここには、求職者及び受講生に対する人権意識及び人権の尊重等は、感じられません。再度記載しますが、会議について、諮問庁は、「関係者の情報共有を目的としたものであり、意思決定を行う場ではないとのことであり、（以下省略）」

会議の目的の一つとして、情報共有は当然ですが、参加者から疑問点及び改善点などが提起され、質疑応答の時間がある会議であることは、例として三重県側からの文書、雇経第02-196号より、資料3「平成28年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議次第」平成28年5月30日開催、及び資料4「平成28年度第1回三重県地域訓練協議会」平成28年10月20日開催、を提示しま

す。一方、三重労働局側からは、資料1「平成28年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議次第」平成28年5月30日開催の8枚目に狭い余白に鉛筆書きと思われる加筆部分のみです。

私は、「会議の議題となった問題等に対し、出席者が解決に向けて、どう努力し話し合われたか」の結果の記載を鉛筆書きで記入したように思えます。本来なら、議題の内容という見出しを付けて、別紙に記入しても差し支えない内容です。諮問庁及び情報公開・個人情報保護審査会の皆様は、これは、判断されるのでしょうか。

諮問庁から理由説明書に記載された、「平成27年度業務別実施状況」に該当する文書は、三重県側には項目のみ（資料3の三枚目）で、会議に配布された資料主体の文書と推定されます。資料4に相当する文書は、この三労開第28-23号の三重労働局からは、何故か該当せず、出来ませんが、特定職員の氏名という検索キーワードを外した情報開示請求、三労開第28-23号となると、該当文書が出て来ました（資料5四枚）。一部を抜粋し添付します。三労開第28-22号と三労開第28-23号が、私が同日に、情報開示請求を行った事を考えると、杜撰ではなく、組織ぐるみの意図的なものであり、諮問庁及び三重労働局の隠ぺい工作は、ほぼ確実であり、国民及び情報公開制度に対する背信行為であり、侮辱かつ挑戦状以外の何物でもありません。これ以外に、諮問庁からの理由説明書から、「意思決定を行う場ではないとのこと」という意味が分かりません。具体的に再度説明をお願いします。

諮問庁及び傘下の全国の労働局は、この価値観で、マタハラ撲滅キャンペーンを開催出来ますね。この実態を総務省本省は、把握しているのでしょうか。確認をお願いします。

理由説明書の文章から、議事録と議事概要は、意味は異なります。

今回の件をこれ以外も含め、時系列で振り返ると、私の問い、「再就職のための職業訓練コース」の会議の記録は、

1. 「議事録は存在していない」昨年12月1日夜 三重労働局特定職員
2. 「議事録は存在する」同、12月5日昼前 三重労働局総務部
3. 「議事録は作成しておらず、現に存在しない」三労個開第28-38号
4. 「議事録には触れず、法8条に基づき・・・以下省略」三労開第28-18号
5. 「議事録概要等の作成は行っておらず、行政文書として保有していないことを確認」三労開第28-22号

対応する人物及び決済後の回答は、短期間で、少なくとも5種類を

諮問庁及び三重労働局は、こうなっているのであります。ちなみに三重労働局では、議事概要という言葉を開いた事や、説明はありませんでした。これは職員の教育不足です。一体どれが正しく、どれを信用していいのでしょうか。誰に問い合せれば、正しい回答が得られるのか、部分開示で出て来た文書は何に該当するのか、諮問庁からの説明書には、記載はありません。

オ 結論から、諮問庁及び三重労働局は、何を信用していいのか、分かりません。不服申立ては正当である、と主張します。

(資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年12月28日付け(同日受付)で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年3月6日付け(同月7日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち3(3)に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号の規定に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書に該当した文書は、「平成28年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議への出席について(決裁等一式)」である。

なお、審査請求人が求める文書に係る会議の関係部署に特定職員が在籍した期間において、当該会議が開催されたのは、処分庁が特定した上記連絡会議の一回のみであったことを確認している。

(2) 不開示情報該当性について

上記(1)で特定した情報のうち、不開示部分については、特定個人の氏名に係る情報であり、公にすることにより、特定個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号本文に該当し、また、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが適当である。

なお、審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)。以下同じ。)において「会議の議題となった問題等に対し、出席者が解決に向けて、どう努力し話し合われた結果等の記載が含まれていない」と主張するが、会議という名称を用いて関係者が一同に会したとしても、その趣旨、目

的、形態は様々であり、必ずしも資料を配付し、又は議事概要を作成する類いのものとは限らず、資料等が行政文書として保存されていないことも、場合によっては想定し得る。

本件対象文書に係る会議については、資料等の配布は行われているが、関係者の情報共有を目的としたものであり、意思決定を行う場でないとのことであり、議事概要等を作成していないとしても、そのことが直ちに不自然・不合理とは言えないものとする。

なお、諮問庁においては、本件審査請求を受け、念のため当該会議後の対応状況を確認したところ、議事概要等の作成は行っておらず、行政文書として保有していないことを確認している。

(3) 新たに開示する部分

本件対象文書の「平成27年度業務別実施状況(64頁)」の不開示部分については、法5条1号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとなる。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「会議の議題となった問題等に対し、出席者が解決に向けてどう努力し、話し合われた結果等の記載が含まれていない」と主張しているが、審査請求人が主張する対象行政文書を保有していないことについては上記3(2)のとおりである。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち上記3(3)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号の規定に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 平成29年6月2日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月15日 | 審議 |
| ④ | 同月30日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年11月9日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書(別紙1)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書1(別紙2の1に掲げる文書)を特定し、その一部(別表の2欄及び3欄に掲げる部分)について、法5条1号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、「出席者が解決に向けて、どう努力し、話し合われた結果等の記載が含まれていない」旨を述べ、原処分取消しを求めている。諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とした部分のうち、一部（別表の2欄に掲げる部分）を新たに開示し、その余の不開示部分については、法5条1号に該当するとして原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書1の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書1の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書1の外に本件請求文書に該当する文書の有無について

ア 諮問庁は、理由説明書の3(1)において、「本件対象文書に該当した文書は、「平成28年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議への出席について（決裁等一式）」（本件対象文書1）である。」と説明する。

イ これに対して審査請求人は、意見書（上記第2の2(2)）のウにおいて、「三重県側から出て来た文書から確認は出来たが、本件対象文書1以外に、平成28年10月20日開催の会議名「平成28年度第1回三重県地域訓練協議会」にも特定職員が出席している事が確認出来たため、諮問庁の調査及び回答は誤りの可能性が高いと思われる。」旨を主張する。

ウ そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁の説明は以下のとおりであった。

本件対象文書1の特定の経緯は、下記(ア)ないし(オ)のとおりである。しかし、結論としては、処分庁における文書の特定が不十分であったものであり、指摘のあった「平成28年度第1回三重県地域訓練協議会」に係る文書について、特定すべきものである。

(ア) 審査請求人と処分庁担当職員（開示請求の対象となっている特定職員）の間において、開示請求前に電話にてやり取りを行っていた。

(イ) そのやり取りの中で、審査請求人が求めている行政文書は、特定職員が三重県及び三重県立特定学校と定期的開催している会議において、審査請求人に関する事案についての特定職員の発言が行われた議事録等文書であると解釈した。

(ウ) この経緯を踏まえ、申請された開示請求書に対する行政文書の特定に当たり、特定職員が発言を許されている会議について、限定して対応してしまい、本件対象文書1のみを特定の上、開示した。

(エ) 今般指摘のあった「平成28年度第1回三重県地域訓練協議会」は、三重労働局、三重県庁及び経済団体等外部有識者による会議であり、請求対象である三重労働局、三重県及び三重県立特定学校以

外の者が参加しており、さらに特定職員は会議運営の補助者であり、会議上で発言を許されていなかった。

(オ) このため処分庁は、この「平成28年度第1回三重県地域訓練協議会」については、特定職員の役割及び運営体制を考慮して、請求対象外と解した。

エ 当審査会において、諮問庁から「平成28年度第1回三重県地域訓練協議会」に係る文書（本件対象文書2）の提示を受け、確認したところ、当該文書は、平成28年度第1回三重県地域訓練協議会の開催伺い、平成28年度同協議会委員の委嘱伺い、第1回の議事録及び会議配布資料から成り、当該文書中、決裁・供覧欄や出席者名簿等において特定職員の職氏名の記載が認められた。

したがって、本件対象文書2は、本件請求文書の対象として特定すべき文書であると認められる。

オ また、本件請求文書（別紙1）には、「会議を設定し・召集等関連するもの」との記載があり、会議開催の決裁伺いのみであっても本件対象文書に該当するものと解されるので、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、これに該当するものとして、「平成28年度第2回三重県地域訓練協議会」に係る文書（本件対象文書3）が存在するとのことであった。

そのため、当審査会において、諮問庁から当該文書の提示を受け、確認したところ、当該文書は、平成28年度第2回三重県地域訓練協議会の開催及び平成29年度三重県職業訓練実施暫定計画の策定についての伺いであり、同伺いの起案日（平成28年12月26日）が、本件請求文書の対象期間内（同月28日まで）であり、また、当該文書中、決裁・供覧欄や出席者名簿等において特定職員の職氏名の記載が認められた。

したがって、本件対象文書3は、本件請求文書の対象として特定すべき文書であると認められる。

カ 上記エ及びオから、処分庁において、本件対象文書1に加え、本件対象文書2及び本件対象文書3も追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

(2) 本件対象文書1（平成28年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議への出席について（決裁等一式））に係る議事録が作成されていないことについて

ア 審査請求人は、審査請求書において、「会議の議題となった問題等に対し、出席者が解決に向けて、どう努力し、話し合われた結果等の記載が、含まれていない。これらの情報が、法5条1号に該当するのであれば、個人情報のみ隠す形で関係者及び組織等に対しても、情報

公開を行うのが、自然である。」と主張しており、本件対象文書1の会議に係る議事録の開示を求めているものと解される。

イ これに対して、諮問庁は、理由説明書の3(2)において、「会議という名称を用いて関係者が一同に会したとしても、その趣旨、目的、形態は様々であり、必ずしも資料を配付し、又は議事概要を作成する類いのものとは限らず、資料等が行政文書として保存されていないことも、場合によっては想定し得る。本件対象文書1に係る会議については、資料等の配布は行われているが、関係者の情報共有を目的としたものであり、意思決定を行う場でないとのことであり、議事概要等を作成していないとしても、そのことが直ちに不自然・不合理とは言えないものとする。」と説明する。

ウ 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁の説明は、以下のとおりであった。

当該会議は、三重労働局主催ではなく、また、事務担当者の打合せの会であるため、三重労働局では議事録を作成していない。

なお、同会議の主催者(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構三重職業訓練支援センター)から、議事録の提供は受けていない。また、当時の担当者及び同職業訓練支援センターにも、再度確認を行ったが、議事録の提供はされていないとのことであった。

(3) 本件対象文書1に係る議事録を作成していないとする上記(2)ウの諮問庁の説明に不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

(4) 以上のことから、処分庁において、本件対象文書1に係る議事録を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書1の不開示情報該当性について

本件対象文書1に関して、別表の3欄に掲げる部分は、国の機関、三重県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員以外の個人の「氏名」又は「氏名及び役職名」であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められ、同号ただし書きに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認

められるので、不開示とすることは妥当であるが、三重労働局において、本件対象文書 1 の外に開示請求の対象として特定すべき文書として本件対象文書 2 及び本件対象文書 3 を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙 1

本件請求文書

厚生労働省傘下の全国の労働局と、全国の都道府県の雇用組織及び実施校等が、協力し、参加して行う企画、「再就職のための職業訓練コース」に於いて、三重労働局職業安定部を主とした組織と、三重県側の雇用組織である現雇用経済部・三重県立特定学校と主とした組織間等に於いて、定期的に議論され、会議での議事録・会議録若しくは会議議事録に相当するものの、併せて、会議を設定し・召集等関連するもので、内容は下記のとおり。

記

1 期間

最初の日時は分からないが、この企画「再就職のための職業訓練コース」が紙面に記録された日時より、本日提出日に至るまで

2 検索対象

三重労働局特定職員

当該職員が登場・関連する資料及び付随、発言・出欠等の情報等、併せて、前後これらに関し、付随する情報・資料

3 対象資料

イ この企画、「再就職のための職業訓練コース」に関して、定期的に議論される、会議での議事録・会議録若しくは会議議事録に相当するもの又は、前記のものに付随する形で、会議を設定し・召集等関連するもの

ロ 上記の企画の情報・資料等に於いての決裁・決裁書及びこれに関連する資料・情報等

4 経緯

審査請求人は、平成28年特定月日夜電話にて、問い合わせたところ、これらの議事録に関して、特定文書番号・記号の結果同様、特定職員は「作成していない」と回答した為。

別紙 2

- 1 本件対象文書 1
平成 28 年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議への出席について（決裁等一式）
- 2 本件対象文書 2
「平成 28 年度第 1 回三重県地域訓練協議会」に係る文書
- 3 本件対象文書 3
「平成 28 年度第 2 回三重県地域訓練協議会」に係る文書

別表

1 本件対象文書1	原処分において不開示とした部分		4 不開示情報該当性
	2 諮問に当たり新たに開示する部分	3 不開示を維持する部分	
平成28年度職業安定機関・職業能力開発機関連絡会議への出席について（決裁等一式）		<p>16頁「平成27年度ケアサポート講習実施報告一覧表」の「講師」欄</p> <p>17頁及び18頁「平成27年度雇用管理改善相談援助事業に係わる講習・セミナー」の「講師依頼先」欄の一部</p>	法5条1号
	64頁「平成27年度業務別実施状況」の不開示とされた部分		